

11月は児童虐待防止推進月間です

いち はやく

「あなた」から「189」だれか「じやなくて

問い合わせ

子ども子育て政策室

53・2111(内線2512)

記事ID

0040412



保護者がしつこくだと思っても、体罰や暴言で子どもの体や心を傷つけることは虐待となってしまいます。体罰や暴言で一時的に子どもが従ったとしても、その経験が子どもたちの発育や発達に悪影響を及ぼしてしまうことがあります。子育てで困ったときは、一人で抱え込まずにご相談ください。地域でも子育て家庭を見守り支えていきましょ。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

いち はやく
189
児童相談所
全国共通
3桁
ダイヤル

「ヤングケアラー」ってなあに？

ヤングケアラーとは、大人が担うような責任を負ってケアが必要な家族のサポートを行っている18歳未満の子どもたちのことです。

家庭の中でお手伝いを行い、大人たちから認められることは、子どもたちの責任感や自己肯定感を育みます。しかし、お手伝いの内容とそのお手伝いで担う責任が、その子の年齢や成長の度合いに不釣り合いなものである時には、子どもの心身の発達や人間関係、勉強、進路に影響が生じることがあります。

「こんなことありませんか？」

- 病气や障がいを抱える家族の代わりに、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事を担っている。
- 家族の代わりに、食事や排せつ、着替え、一緒にお留守番をするなど、幼いきょうだいの世話を担っている。
- 精神疾患などで情緒不安定な家族の見守りを行い、落ち込んでいる時に元気づけるなど情緒面のサポートを行っている。
- 介護が必要な家族の着替えや移動、入浴、トイレの介助を行っている。
- 請求書の支払いなどの家計管理や病院への付き添いを行っている。
- 家計を支えるためにアルバイトをして

いる。

● 障がいを持つ家族や、日本語が第一言語でない家族のために通訳を行っている。

子どもたちの、家族を「支えたい」「助けてい」との気持ちを大切にしながら、ケアが子どもにとって過度な負担にならないよう、一緒に考えていきませんか？

家庭児童相談室、児童相談所では、ヤングケアラーをはじめ、子どもに関する相談を受け付けています。

▼児童相談所相談専用無料ダイヤル
☎0120・189・783

(いち はやく・おなやみを)

児童虐待「心配だな」と思ったら…

▼新潟県新発田児童相談所

☎0254・26・9131

▼こども課 家庭児童相談室

☎53・3201

▼児童相談所全国共通3桁ダイヤル

☎189 (いち はやく) ※無料

緊急の場合は…

▼村上警察署

☎110もしくは52・0110